

## **[事案 23-146] 未経過保険料返還請求**

・平成 24 年 1 月 31 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

契約している保険について、年払保険料引落としから 7 日後に解約を申し出たところ、未経過保険料は返金できないと言われた。1 年分の保険料を取ることは納得できないとして、未経過分保険料の支払いを求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 15 年 7 月に契約した医療保険について、平成 23 年 7 月 27 日に年払保険料が引き落とされた。その後、8 月 3 日に解約を申し出たところ、未経過保険料は返金できないと言われた。わずか 7 日間の保障に、1 年分の保険料を取ることは納得できないので、未経過分保険料を支払ってほしい（請求 1）。

もしくは、本件は契約時に関連ない代理店を介在させた付積契約であり、保険契約自体が無効であるので、保険契約時からの既払込保険料を支払ってほしい（請求 2）。

### **<保険会社の主張>**

申立契約は、保険法施行以前の契約であることから未経過期間分の返還には応じられない。また、正規代理店が介在して契約しているので、付積契約には当たらず、既払込保険料の返還にも応じられない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

#### **(1) 請求 1 について**

- ① 保険法施行前の改正前商法下においては、保険料については、保険料不可分の原則が認められていた。保険料不可分の原則とは、保険料は一定の保険料期間を基礎として定められ、一つの保険料期間に対応する保険料は、別段の定めがない限り、一体不可分のものとして取り扱われ、その期間の途中で保険会社が、以後危険負担をなすことを要しないことになっても、保険者はその期間中の保険料の全額について権利を失わない（未経過分の保険料の返還を要しない）というものである。
- ② 平成 20 年 6 月に公布された「保険法」においては、保険料不可分の原則を採用したことを前提とする規定は設けず、同原則の採否は個々の保険契約に委ねるものとされた。保険法では、保険料不可分の原則は採用されていない。
- ③ しかし、保険法附則 2 条は、保険法の規定は、一部の例外を除き、施行日以後に締結された保険契約について適用されると規定しているところ、保険法は平成 22 年 4 月 1 日に施行されたので、平成 22 年 3 月 31 日以前に締結された保険契約には、改正前商法が適用され、保険料については、保険料不可分の原則が適用されること

となる。

- ④ 申立契約の締結日は平成 15 年 7 月であるから、申立契約には保険料不可分の原則が適用される結果、申立人は、未経過分の保険料の返還請求をすることはできない。

なお、裁定審査会は、法律に明記されている以上、法律に則って取り扱うほかない。

(2) 請求 2 について

「付積契約」とは、保険会社の規定するところによれば、「正当な理由なく契約を募集に全く関与しない社員・募集人に譲り渡したとき、または全く関与しない社員・募集人が譲渡を強要したとき」とされているところ、証拠資料によれば、申立契約が「付積契約」であるとは考えられない。なお、この意味での付積契約が、保険契約を直ちに無効とするものではないことを付言する。